

松木正一郎新市長就任のあいさつ



市民とワンチームで どんどん挑戦したい

新市長となりました松木正一郎です。

7月6日月曜の朝、雨がそば降る中を初登庁して、これから自分が取り組む職務の厳しさを肌で感じながら市役所の玄関に第一歩を踏み入れました。

今、世界は、新型コロナウイルスの脅威にさらされています。

ロケットを宇宙に飛ばす高度な科学文明の人類が、わずか100万分の1ミリのごく小さなウイルスに手も足も出さず、経済は停滞し、感染リスク拡大の恐怖のもと日々を送っています。

下田市では、この夏の海開きにあたって、当地を訪れる観光客に健康管理を呼びかけ

る等の安全管理の取り組み、いわゆる「下田モデル」をスタートしました。

これは、県の保健所や医療機関、下田市観光協会、消防、伊豆急行等の関係機関と協議調整を重ね、さらに市民説明会を開催するなどして策定したもので、①みんな安心②どこでも安心③もしもの時も安心、の3つの方針のもと、下田ルールの徹底や伊豆急下田駅でのサーモグラフィ設置、医療機関との緊密な連携等を実施することとしています。

この「下田モデル」の特長は、なんとといっても観光客への注意喚起にあります。

普通であれば、「お客さまは神さまです」のように、お越しいただくというスタンス

になるところ、今回は、きちんと健康管理をしているお客さまに来ていただく（そうでなければ帰っていただきます）、というものになっており、観光地サイドから首都圏等にメッセージを強く打ち出すこととしています。

これは全国に類を見ない思い切ったチャレンジです。

本来であればより多くのお客さまに来ていただきたいところ、反対に歯止めをかけるような今回の取り組みは、観光地下田の市長として非常に複雑な思いです。

しかし、市民の安全を確保し、かつ、海が無法地帯にならないようにするためには、こうした相反する課題に向き合って、しっかりと対策を講

じることが不可欠です。

今日も、各地の海辺や街中で多くの方々がそれぞれの仕事を通じて、「安全と経済の両立」を担っていただいていることと思います。市役所からも各地に職員が出向き、様々な業務に従事しています。

東京をはじめ、外からのお客さまについて、下田市は来訪を拒むのではなく、安全を確保して受け入れ、下田の夏を楽しんでいただく。それが今の下田市の姿勢です。排外的にならず、それでいてリスク管理をしつかりすることで市民の皆さまに安心していただく。その上で経済を回す。難しい課題ですが、今まさに下田市役所は全職員が一丸となって取り組んでいます。

いえ、市役所だけではありません。旅館やホテルも、食堂やレストランも観光協会も市民の皆さまも、そして観光客の方々も一緒にこれに取り組んでいます。

まさに、みんなの新型コロナウイルス対策、それが「下田モデル」です。

皆さまのご理解とご協力をいただけますようお願いいたします。私の就任のあいさつに代えさせていただきます。最後に、これからまだしばらく続くコロナの時代。それを変えようと地方のチャンスにチャレンジに取り組んでいく予定ですので、どうぞお力をお貸しくださいますようお願いいたします。

ひとり親世帯臨時特別給付金を支給します

問合せ先 ●厚生労働省ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター
受付時間 平日9時～18時 ☎0120-400-903
●福祉事務所社会福祉係（窓口⑥）☎22216



低所得のひとり親世帯を対象に、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、国から臨時特別給付金が支給されることになりました。

基本給付			
支給内容	対 象	申 請	支給時期
1 世帯 5 万円、 第 2 子以降 1 人 につき 3 万円	① 6 月分の児童扶養手当の支給を受けている人	不 要	8 月下旬
	②公的年金等を受けることにより、児童扶養手当の支給を受けていない人 ※平成 30 年中の収入額が、児童扶養手当の対象水準である人	必 要	申請受付、 審査後に支給
	③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、 直近の収入が減少した人 ※収入要件あり		
追加給付			
支給内容	対 象	申 請	支給時期
1 世帯 5 万円	基本給付の対象①②のうち、新型コロナウイルス感染症 の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した人	必 要	申請受付、 審査後に支給

ひとり親世帯臨時特別給付金事業の申請方法等の詳細については、下記ホームページをご覧ください。

●厚生労働省HP「ひとり親世帯臨時特別給付金」 ●下田市HP「ひとり親世帯臨時特別給付金」

年金は老後のため

だけじゃない

障害年金について

年金というと、「老齢年金」のイメージがありますが、現役世代の方でも、病気やけがなどで障害が残ったときに、「障害年金」が支給されることがあります。

障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があります。障害の原因となった病気の初診日（最初に診療を受けた日）に、どの年金制度に加入していたかによって、受給する障害年金の種類が決まります（初診日が国民年金に加入中の場合は、障害基礎年金になります）。

次の条件を全て満たしているときは、**障害基礎年金**を受給できます

◎20～60歳で国民年金に加入しているときや、20歳前又は60～65歳で厚生年金に加入していない期間に、障害の原因になった病気やけがの初診日がある。

◎病気やけがによる障害の程度が、障害認定日（※）又は20歳に達したときに、障害年金の1級又は2級の状

態になっている（障害者手帳の級とは異なります）。

障害認定日とは

障害の程度を定める日で、初診日から1年6か月が経過した日、又は1年6か月以内にその病気やけがの症状が変わらなくなった（固定した）場合はその日

◎初診日のある月の前々月までの年金加入期間で、年金を納めた期間と免除を受けた期間が3分の2以上ある、又は初診日のある前々月までの直近1年間の年金加入期間に保険料の未納期間がない。

※20歳前に初診日がある場合、納付の条件はありません。

【よくある質問】

Q 通院を始めてから遡って未納期間の国民年金保険料を納付しても、障害基礎年金は受けられますか？

A 受けられません。納付要件は、初診日の時点の状態で確認します。「もしも」のときのために、国民年金保険料の納付をしておきましょう。

問合せ先

市民保健課国保年金係
（窓口③）☎223922